

# 船員部会の現況

---



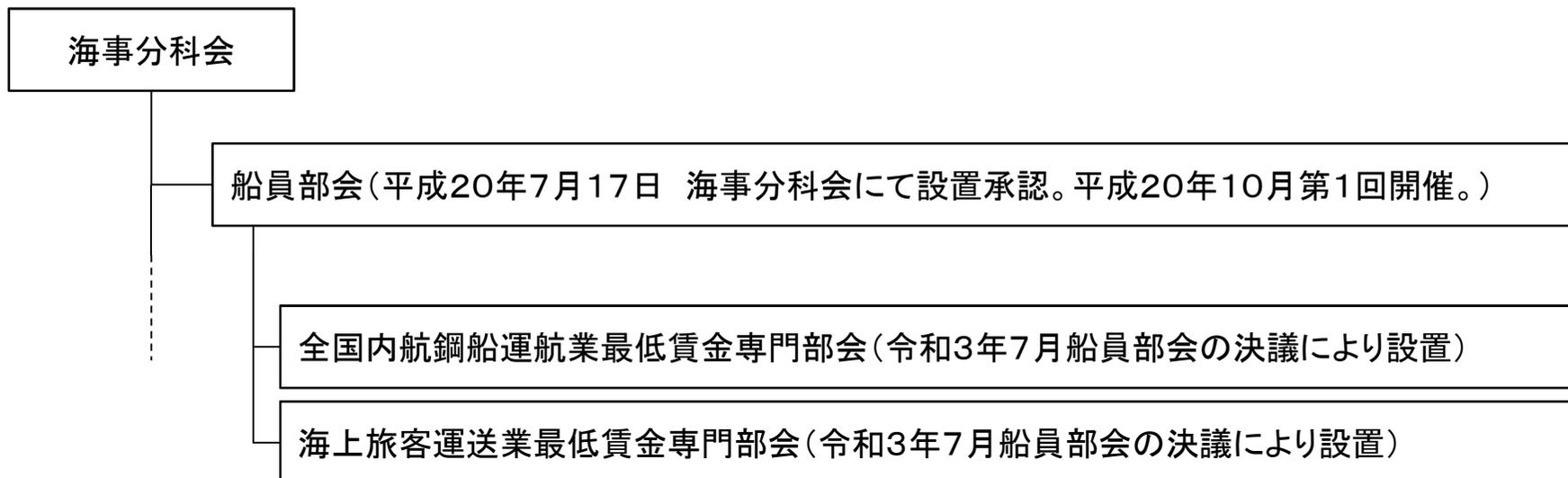
## 概要

交通政策審議会海事分科会船員部会は、船員中央労働委員会の廃止(平成20年9月)により、当該委員会が担っていた調査審議機能を引き継ぐとともに、船員政策に係る重要事項に関する調査審議を行う機関として設置

審議事項: ①船員法、船員職業安定法等船員関係法令に基づく調査審議事項  
②船員政策に係る重要事項

体制: 公益代表9名、労働者及び使用者の代表各5名 (計 19名)

## 船員部会及び最低賃金専門部会



# 船員部会の現況①

## 1. 法令に基づく調査審議事項

<p>(1) 船員関係法令の改正</p> <p>船員職業安定法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>船員法施行規則等の一部を改正する省令案</p> <p>船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案</p> <p>子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案</p>	<p>【根拠：船員職業安定法】</p> <p>【根拠：船員法、船員職業安定法】</p> <p>【根拠：育児・介護休業法】</p> <p>【根拠：育児・介護休業法】</p>
<p>(2) 船員の最低賃金額の見直し</p> <p>業種毎に設定されている特定最低賃金額のうち、次の業種に関する見直し</p> <p>① 内航鋼船運航業（最低賃金専門部会：第1回 9/29、第2回 10/18）</p> <p>② 海上旅客運送業（最低賃金専門部会：第1回 9/21、第2回 10/20）</p>	<p>【根拠：最低賃金法】</p>
<p>(3) 事業の許可</p> <p>事業者としての適正を審議</p> <p>① 船員派遣事業の許可（20事業者）</p> <p>② 無料船員職業紹介事業の許可（1事業者）</p>	<p>【根拠：船員職業安定法】</p>
<p>(4) 船員の災害防止計画の策定</p> <p>船員災害防止基本計画に掲げた船員災害の減少目標を達成するため、毎年作成する船員災害防止実施計画について審議</p>	<p>【根拠：船員災害防止活動の促進に関する法律】</p>

# 船員部会の現況②

## 2. 報告事項

(1) 令和4年度海事関係予算等 船員関係を中心に海事関係予算等について
(2) 船員教育機関の卒業者の求人・就職状況等 船員教育機関の学生の卒業後の進路状況等について
(3) 船員派遣事業等フォローアップ会議 船員派遣事業者等への立入検査状況を報告した会議の結果について
(4) 船員労働安全衛生月間の実施概要 令和3年9月に実施された船員労働安全衛生月間の活動概要について

### 参考：船員の働き方改革に関する経緯

2019年2月	船員の働き方改革について議論を開始
2020年9月	「船員の働き方改革の実現に向けて」をとりまとめ
2020年11月、12月	船員法・船員職業安定法改正案について諮問・答申
2021年5月	海事産業基盤強化法(船員法・船員職業安定法改正)成立・公布
2021年10月、11月	船員職業安定法施行令、船員法施行規則等改正案について諮問・答申
2022年1月、2月	船員法施行規則等改正案(船員の健康確保等)について諮問・答申

## ○船員の働き方改革の実現に向けて当面講ずべき具体的施策

- ▶ 少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、船員の確保を図るためには、労働環境の改善等を図り、職業としての船員の魅力を向上させ、船員希望者を増やしつつ船員として定着を図ることが必要
- ▶ 船員部会において、「船員の働き方改革」の実現に向けて議論が行われ、以下の事項について方向性をとりまとめ

- (1) 職住一体の船内の各種活動にかかる「労働時間の範囲の明確化、見直し」
- (2) 船内記録簿のモデル様式の見直し等、「労働時間管理の適正化」
- (3) 事業者による柔軟な乗船サイクル等の取組の推進等、「休暇取得のあり方」
- (4) 女性活躍の推進等事業者の積極的な取組み等、「多様な働き方の実現」
- (5) 医学的見地から船員の健康確保をサポートする仕組み作り等、「船員の健康確保」
- (6) 労働関係法令・制度の周知と浸透等、「実効性の確保と負担軽減」

## 船員法の改正

- ① 雇入契約の成立等の届出主体の変更
  - ・届出主体を船長から船舶所有者に変更
- ② 船員の労務管理体制の見直し
  - ・労務管理記録簿の作成・備置義務
  - ・労働時間の状況の把握義務
  - ・労務管理責任者の選任
  - ・船員に対する労務管理上の措置
- ③ 労働時間規制の範囲の見直し（令和5年4月施行）
  - ・防火操練等及び航海当直交代について、労働時間の上限（1日14時間）及び割増手当の支払の対象化
- ④ 消滅時効等の期間変更
  - ・船員の船舶所有者に対する債権の消滅時効等を2年から5年に延長 ※ 当面は3年 等

## 主な政省令改正事項

### ② 船員の労務管理体制の見直し

- ・労務管理記録簿の様式
- ・労働時間の状況の把握方法
- ・労務管理責任者の管理事項（船員の労働時間の状況の把握 等）
- ・労務管理上の措置の内容（乗下船時期の調整 等）

### ③ 労働時間規制の範囲の見直し

- ・防火操練等及び航海当直交代について、1日8時間を超えて従事することができる「特別の必要がある場合」として規定

## 船員職業安定法の改正

- ① 求人申込みの不受理事由等の追加
  - ・一定の労働関係法令違反者等から申込みを事由に追加
- ② 労働条件変更時等の明示義務の追加
  - ・求人者等が、求職者に明示された労働条件等を変更等する場合に、変更内容等の明示を義務付け
- ③ 事業許可の欠格事由の整備
  - ・船員派遣事業：欠格事由として、暴力団員等を追加 等

### ① 求人申込みの不受理事由等の追加

- ・不受理対象となる労働関係法令や場合を規定

### ② 労働条件変更時等の明示義務の追加

- ・従事すべき業務の内容等を「特定・削除・追加する」場合も明示義務の対象として追加

## 船員の健康確保のための新たな仕組み

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に義務付け

（上記以外の船舶所有者は努力義務）

### ① 産業医による健康管理等

- 船舶所有者は、**産業医を選任**
- 産業医による船内巡視、健康教育・健康相談等



### ② 過重労働者への面接指導

- 長時間労働（月240時間超）で、疲労蓄積が見られる船員への**医師による面接指導**
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



船員



医師の面談



### ③ ストレスチェック

- 年1回の医師等によるストレスチェック**。高ストレス者への面接指導
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



全ての船舶所有者に義務付け

### ④ 健康検査の見直し

- 健康証明のための**健康検査（※2）の結果を通じ、船員の健康状態を把握**
- 異常ありと診断された船員について、医師の意見を聴くほか必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



※1 労働時間の短縮、作業内容の転換、乗下船期間の配慮等

※2 健康検査の項目について、健康管理の観点から、項目（貧血検査等）の追加等見直し